

活動条件等

以下の活動条件等の内容により、表面記載の用地課管理地の管理を実施していただきます。

(委託に関する事項)

- 実施者は認定申請を行うことにより、この活動条件等を承諾したものとし、所長が認定証を交付した日において、無償で用地課管理地の管理委託契約を締結したものとする。
- 委託期間は認定期間とする。ただし、期間満了前までに、実施者又は所長から特段の申し出がない場合はさらに1年間継続し、以後も同様とする。
- 期間中は次に該当する場合のほか、委託は終了しないものとする。
 - ・ 実施者が活動の中止を申し出た場合
 - ・ 活動内容が申請内容と異なるなど実施者としてふさわしくないと認められる場合
 - ・ 用地課管理地が事業管理上必要となった場合
 - ・ その他所長が認める場合
- 上記理由により委託を終了する場合、原則現況復旧のうえ土地を返還する。なお、返還にあたり損害が生じても損害賠償請求は一切行わないものとする。
- 土地の引渡しは実施者、所長立会いのうえ行うものとする。

(活動について)

- 認定した活動内容以外の行為及び活動により利益を得る行為は一切禁止する。また建物、柵などの工作物設置及び自動車などの車両保管場所としての利用は一切禁止する。なお、活動内容を変更しようとするときは、所長に協議する。
- 活動に際しては、他の道路通行等の障害にならないよう十分注意するとともに法令を遵守し、自己の責任において作業を安全に行う。
- 活動開始前に県が負担するボランティア活動保険に加入するものとし、実施者は手続き等に協力するものとする。なお、事故等が発生した場合は直ちに所長へ連絡する。
- 活動により発生したゴミ等は各自治体の指定場所で分別方法に従い、適正に処分する。
- 活動に際して支援等が必要な場合、実施者は所長へ申し出るものとし、所長は可能な範囲で支援等を行う。なお、所長に申し出た場合であっても支援等を行わないことがある。
- 所長へ申し出を行わずに支出した費用及び当該支出にかかる利息の償還請求は一切できないものとする。また、申し出なく活動遂行に必要と認められる債務を負担したときも同様とする。

(暴力団排除の取扱い)

- 委託期間中の暴力団排除の取扱いについては、別記「暴力団排除取扱事務委託基準」によるものとする。

(その他)

- 管理上その他やむを得ない事情により植栽されたもの等が除去される場合があることに同意し、求償は行わないものとする。
- 所長が活動報告を求めた場合には活動報告を書面もしくは口頭により行うものとする。
- 認定、委託に関する権利義務の譲渡は行わないものとする。
- この活動条件等に疑義が生じたときは、協議のうえ解決するものとする。

暴力団排除取扱事務委託基準

(暴力団等排除に係る解除)

第1 実施者(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、所長(以下「乙」という。)は、この認定を取り消すことができる。

- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた乙の損害の賠償を甲に請求することができる。

3 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、甲に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第2 甲は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに乙に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 甲が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の乙への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。